

△招 集

川越地区消防組合告示第九号

平成二十九年川越地区消防組合議会第四回定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年九月二十六日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十九年十月三日 午後一時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十九年十月三日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 二、日程第四、会議録署名議員指名については、

桐野 忠 議員

明ヶ戸 亮 太 議員 を指名する。

- 三、日程第五については、平成二十九年三月二十九日以降受理した監査結果を報告する。

- 四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

- 五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

- 六、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第四回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十九年十月三日 午後一時開議

- 日程第一 会期決定について

- 日程第二 議案提出書の公表について

- 日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

- 日程第四 会議録署名議員指名について

- 日程第五 監査結果の報告について

- 日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

- 日程第七 議案第七号 平成二十八年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第八 議案第八号 平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

△議場に出席した議員(二三人)

- | | |
|---------------|---------------|
| 第一番 菊地 敏昭 議員 | 第二番 飯野 徹也 議員 |
| 第三番 小峯 松治 議員 | 第四番 小林 一薫 議員 |
| 第五番 吉野 郁恵 議員 | 第六番 桐野 忠 議員 |
| 第七番 明ヶ戸亮太 議員 | 第八番 柿田 有一 議員 |
| 第九番 高橋 剛 議員 | 第一〇番 関口 勇 議員 |
| 第一一番 小野澤康弘 議員 | 第一二番 小ノ澤哲也 議員 |
| 第一三番 片野 広隆 議員 | |

△欠席議員(なし)

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- | | |
|---------|--------|
| 管理者 | 川合 善明 |
| 副管理者 | 飯島 和夫 |
| 〃 | 栗原 薫 |
| 会計管理者 | 樋口 紀子 |
| 消防局長 | 高野 春雄 |
| 次長 | 岸田 隆 |
| 〃 | 比留間 富雄 |
| 川越北消防署長 | 岸 康弘 |

川越中央消防署長 安田 勇次
川越西消防署長 吉田 和広
川島消防署長 吉田 敏行
総務課長 谷 島 忠雄
予防課長 橋 本 丈夫
警防課長 志 村 和宏
救急課長 秋 山 浩利
指揮統制課長 程 島 秀二
監査委員 戸 口 元夫
" 片 野 広隆

△議場に出席した職員

書記長 田 宮 修
書記 佐 藤 喜幸
" 武 笠 浩
" 石 井 雄

△開 会（午後一時五分）

○小林 薫議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十九年川越地区消防組合議会第四回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○小林 薫議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第四回定例会の会期を本日一日とする

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第四回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○小林 薫議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

（武笠 浩書記 朗読）

川消総発第七二六号

平成二十九年十月三日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について（通知）

平成二十九年本組合議会第四回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 平成二十八年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

二 平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）について

○小林 薫議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小林 薫議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者、監査委員より通知のありました出席者につきましましては、配布しておきま

したので御了承願います。

川消議会発第四五号

平成二十九年九月二十六日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月三日午後一時開会の川越地区消防組合議会第四回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消議会発第四八号

平成二十九年九月二十六日

川越地区消防組合監査委員 様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月三日午後一時開会の川越地区消防組合議会第四回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消総収第七〇六号

平成二十九年十月三日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出 席 通 知 書

要求により、平成二十九年本組合議会第四回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明
副管理者 飯島和夫
" 栗原 薫

会計管理者 樋口紀子

消防局長 高野春雄

次 長 岸田 隆

" 比留間 富雄

川越北消防署長 岸 康弘

川越中央消防署長 安田 勇次

川越西消防署長 吉田 和広

川島消防署長 吉田 敏行

総務課長 谷 島 忠雄

予防課長 橋 本 丈夫

警防課長 志 村 和宏

救急課長 秋 山 浩利

指揮統制課長 程 島 秀二

川消監収第二四号

平成二十九年十月三日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合監査委員

出 席 通 知 書

要求により、平成二十九年川越地区消防組合議会第四回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

記

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

" 片野 広隆

△日程第四 会議録署名議員指名について

○小林 薫議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

桐野 忠 議員

明ヶ戸 亮太 議員

を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○小林 薫議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十九年三月二十九日以降、本日まで九件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第四五号

平成二十九年三月二十九日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年度二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第五号

平成二十九年四月二十四日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）
地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年度三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第七号

平成二十九年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年度四月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第八号

平成二十九年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年四月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一一号

平成二十九年六月二十九日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 片野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年五月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一二〇号

平成二十九年六月二十九日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 片野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年五月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一四〇号

平成二十九年七月二十四日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元 夫

同 片野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二〇号

平成二十九年八月二十三日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元 夫

同 片野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二三〇号

平成二十九年九月二十二日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元 夫

同 片野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

○小林 薫 議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題といたします。

本件は、去る平成二十九年五月二十三日開会の第二回臨時会において、地方自治法第九十八条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並

びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長柿田有一議員。

(柿田有一 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇)

○柿田有一 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

去る五月二十三日開会の第二回臨時会において、地方自治法第九十八条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました消防庁舎及び訓練施設等に関することについて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、八月二十四日、消防局三階講堂において、付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしました。

まず、「消防庁舎等建設に関する検討経緯について」を議題として、理事者より説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、今後慎重に調査する必要があるため、本日中に調査を終了することとは困難であります。よって、地方自治法第九十八条第八項の規定に基づく継続審査とし、九月定例会終了後審査したい旨、会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって、本特別委員会の報告を終わります。
平成二十九年十月三日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

○小林 薫議長 以上で、委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十八条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第七 議案第七号 平成二十八年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

○小林 薫議長 日程第七、議案第七号、平成二十八年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第七号

平成二十八年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成二十八年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算(別冊)を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成二十九年十月三日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○小林 薫議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

(樋口紀子会計管理者登壇)

○樋口紀子会計管理者 ただいま上程になりました議案第七号、平成二十八年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、平成二十八年度川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、二ページをお開きください。

平成二十八年度川越地区消防組合一般会計決算額総括表により御説明申し上げます。

予算現額は五十億三千九百二十五万五千円でございます。

歳入につきましては、調定額五十億二千二百六十七万七千七百七十七円、収入済額五十億二千七百七十七万七千七百七十七円、収入未済額九十三万八千八百八十円、予算現額に対する決算額の割合は九九・六四％でございます。

歳出につきましては、支出済額四十八億九千七百六十五万二千八百十六円、不用額一億四千六百六十六万二千八百八十四円、執行率は九七・一九％となっております。

歳入歳出差引残額一億二千三百四十六万九千九百一十円につきましては、翌年度へ繰り越しをさせていただきます。

続きまして、決算の主な内容を御説明申し上げます。

十ページをお開きください。

歳入歳出決算事項別明細書により順次御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款分担金及び負担金、一項一目負担金につきましては、収入済額四十七億二千七百四十八万四千九百九十九円、消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町、それぞれの共通経費及び個々経費の非常備消防費、水利施設費等でございます。

次に、二款使用料及び手数料、一項使用料、一目消防使用料につきましては、収入済額八十一万三千八百八十七円、行政財産使用料でございます。

二項手数料、一目消防手数料につきましては、収入済額五百六十四万三千五百十

円、危険物製造所等設置許可申請等手数料等でございます。

次に、三款財産収入、一項財産運用収入、一目利子及び配当金につきましては、収入済額二千四百四十四円、職員退職手当基金の積立金利子でございます。

二項財産売却収入、一目物品売却収入につきましては、収入済額八十八万円で、不用品売却収入でございます。

次に、四款一項一目繰越金につきましては、収入済額一億六百万九千五百七十七円で、前年度剰余金でございます。

十二ページをお開きください。

五款諸収入、一項一目預金利子につきましては、収入済額はございません。

二項一目受託収入につきましては、収入済額四百七十万六千五百九十二円で、川越自警消防費、川越水防費に係る受託収入でございます。

三項一目雑入につきましては、収入済額一千三百三十八万四千四百八十八円、収入未済額九十三万八千八百八十円、関越高速道路救急業務支弁金、消防基金支払収入などがございます。収入未済額につきましては、源泉所得税に係る受託業者の返還金の滞納によるものがございます。

二目弁償金につきましては、収入済額三十万円で、非常災害用車両燃料費紛失に係る当事者からの弁償によるものがございます。

次に、六款一項組合債、一目消防債につきましては、収入済額一億三千四百四十万円で、消防施設整備事業債でございます。

次に、七款国庫支出金、一項国庫補助金、一目消防費国庫補助金につきましては、収入済額三千七百九十九万九千九百九十九円、消防施設等整備費補助金でございます。

以上が歳入決算の主な内容でございます。

歳入合計につきましては、調定額五十億二千二百六十七万七千七百七十七円、収入済額五十億二千七百七十七万七千七百七十七円、収入未済額九十三万八千八百八十円でございます。

続きまして、歳出でございます。十四ページをお開きください。

一款一項一目議会費につきましては、支出済額五百九十六万九千二百十三円、

報酬及び旅費等の議事事務に係る経費でございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費につきましては、支出済額三百三十四万九千六百四十四円で、報酬及び報償費等の一般管理事務に係る経費でございます。

二目公平委員会費につきましては、支出済額六万二千七百円で、報酬及び旅費の公平委員会事務に係る経費でございます。

二項一目監査委員費につきましては、支出済額三十六万五千五百円で、報酬及び旅費の監査事務に係る経費でございます。

次に、三款消防費、一項一目常備消防費につきましては、支出済額四十二億二千七百三万三千六百四十七円で、職員人件費のほか、次の十六ページ以降にございますとおり、職員事務、職員退職手当積立基金、消防車両整備等の常備消防の事務全般に係る経費でございます。

二十六ページをお開きください。

二目常備施設費につきましては、支出済額一億二万五千四百一十一円で、委託料、工事請負費等の常備消防の施設管理に係る経費でございます。

二項非常備消防費、一目川越非常備消防費につきましては、支出済額八千六百五十八万六千六百九十二円で、二十八ページにございますとおり、報酬、共済費、旅費、備品購入費等の川越市消防団に係る経費でございます。

二目川島非常備消防費につきましては、支出済額二千九百二十四万一千八百二十八円で、報酬、共済費、旅費、備品購入費等の川島町消防団に係る経費でございます。

三十ページをお開きください。

三項水利施設費、一目川越水利施設費につきましては、支出済額一億三百七十六万二千七百二十八円で、工事請負費、負担金等の川越市水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

二目川島水利施設費につきましては、支出済額三百二十八万三千三百円で、負担金等

の川島町水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

三十二ページをお開きください。四項自警消防費、一目川越自警消防費につきましては、支出済額二百二十九万五千三百七十七円で、補助金等の川越市自警消防隊に係る経費でございます。

五項水防費、一目川越水防費につきましては、支出済額二百四十一万六千五百五十五円で、共済費、交付金等の川越市水防団に係る経費でございます。

次に、四款一項公債費、一目元金につきましては、支出済額三億二千九十万七千八百一十一円で、組合分元金償還金等でございます。

三十四ページをお開きください。

二目利子につきましては、支出済額一千三百六十八万八千八百八十円で、組合分利子償還金等でございます。

最後に、五款一項一目予備費につきましては、性質上、各費目へ充当の上、執行されますので、予備費としての支出済額はございません。

以上が歳出決算の主な内容でございます。

歳出合計につきましては、支出済額四十八億九千七百六十五万二千八百十六円、不用額一億四千六十万二千八百八十四円でございます。

なお、三十六ページ以降にお示しをさせていただきます実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました決算資料等を御高覧の上、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして平成二十八年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。

(戸口元夫監査委員登壇)

○戸口元夫監査委員 御指名をいただきましたので、平成二十八年川越地区消防組合一般会計決算について、審査結果の概要を御説明申し上げます。

なお、その内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。

審査の結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づいて適正に作成され、その内容についても計数に誤りは認められませんでした。また、予算の執行も議決予算の目的に沿い良好に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。さらに、決算に計上された金額も関係帳簿及び証拠書類の金額と符合しており、計数も正確なものと認められました。

初めに、歳入関係について申し上げます。

収入済額は五十億二千百二十二万二千円で、前年度に比べ二・四％増加しております。

歳入決算額を款別について見ると、前年度と比較して組合債、分担金及び負担金などが増加し、繰越金、諸収入が減少しております。増加した主なものは組合債で、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の購入などによる消防施設整備事業債の増加が挙げられます。また、減少した主なものは諸収入の受託収入となっております。

次に、歳出関係について申し上げます。

支出済額は四十八億九千七百六十五万二千円で、前年度に比べ二・一％増加しております。

歳出決算額を款別について見ると、前年度と比較して消防費などが増加し、公債費が減少しております。増加した主なものは消防費の職員退職手当基金積立が挙げられ、減少したものは公債費の組合分元金償還金などとなっております。

予算流用については五十件で一千四十一万円となっております。前年度に対し件数では四件増加し、金額では百万七千円の減少となっております。流用は、予算が議決を経て成立したという経緯を十分に踏まえつつ、財務に関する規則等ののりつた適切な運用に努められるよう要望いたしました。

消防行政を取り巻く環境は、都市の進展によって建物の大規模化、高層化等による生活環境の変化だけではなく、高齢化、核家族化等による社会環境の変化により、ますます複雑多様化しております。このような状況下にあつて当年度は普通消防ボ

ンプ自動車や高規格救急自動車等、計九台が更新整備されるなど、消防力、救命活動の強化が図られました。

今後とも火災、救助、救急等に迅速かつ的確に対応するため、消防力の整備、地域における消防防災力の向上、組織体制の充実を図り、もって地域住民の生命と財産を守り、地域社会における安全・安心の確保に努め、あわせて救急救命士を初めとする救急隊員の養成及び能力の向上に積極的に取り組むとともに、救急業務体制、消防活動体制の強化が図られるよう要望いたしました。

最後に、今後の消防行政の運営に当たりましては、平成二十九年から平成三十八年度を計画期間とした川越地区消防組合消防基本計画に基づき、住民が安全・安心を実感できるまちの実現に向け、より一層の努力を期待いたします。

以上、甚だ簡単ではありますが、平成二十八年川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○小林 薫議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第七号、平成二十八年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について何点か質疑を申し上げます。

先ほどの提案理由の説明並びに監査委員よりの報告を拝見させていただきますと、数字的な部分については、当消防組合については比較的安定した運営がされているなというふうな理解をしたところでございます。

私のほうからは、こうした数字上の問題からは見えにくい点で、平成二十八年、どういふふうな消防を取り巻く環境、また運営が行われていたのかという観点から

何点か御質疑を申し上げたいと思います。

まず、一点目ですが、一昨年だったでしょうか、菓子屋横丁が火災に遭ったというところで、大きな被害を受けられ、その後、消火栓等、水利の問題など、対応したりなどを受けて現在ようやくにぎわいを取り戻すというような状況になっているかというふうに思います。

そこで、この菓子屋横丁の火災を受けて、その後、中心市街地周辺等にどのような消防上の対応をされていたのかお伺いをしたいと思います。

また、関連してですが、この消防に対する日常の対応は、特に消火困難な、消防活動が困難な区域において重要だというふうに私は考えております。こうしたさまざまな困難を抱える地域、中心市街地や、それから駅周辺、それから地域柄とする道路が非常に狭い高階の地域など、そういったところが議会の中でも何度か話題になっていたと思いますけれども、こうした消防活動の困難な地域は、事前にいろいろな計画を定めたり、それを想定して、そういった地域で起こる災害を想定した対応や活動が日常的に非常に重要だと思えますが、関連して、この消防活動困難区域の消防対策について二十八年度はどのようにされてきたのか、また、今後の動向についてお伺いしたいと思います。

二点目は、組織体制などについてであります。

現在、先ほど監査委員のほうからありましたけれども、川越地区消防組合消防基本計画が新たに策定をされて、こうしたものの進捗管理などが行われていると思えます。また、予算の執行や予算編成にかかわる業務など、政策的な部分もニーズの多様化などに伴って非常に複雑な業務を要求されている状況ではないかと思えますので、そこで、現状、消防組合の組織体制及び計画予算執行などに関する進捗管理はどのように行われているのかお伺いをいたしまして一回目の質疑といたします。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

中心市街地や高階地区などの消防活動困難区域の消防対策についてでございます。

が、菓子屋横丁を含む元町地区に対しましては、消防車両の進入経路、車両部署位置、防衛体制等を定めた署警防計画を新たに策定いたしました。また、毎年一回、飲食店及び物販店舗を中心に防火指導を実施するとともに、自治会と協力して消防に関する訓練を実施しております。

高階地区につきましては、策定済みの署警防計画に基づいて消防車両等により出向し、道路状況並びに消防水利の状況を把握して効果的な消防活動が行えるよう努めております。

今後は、木造建築物が多い地域などは、大規模な火災につながる危険性が高いため、消防組合管内の状況を再確認するとともに、必要に応じ署警防計画を見直し、住民の皆様には地域の防災訓練や防火教室を通じて防火指導を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 消防組合の組織体制及び進捗管理について御答弁申し上げます。消防組合の組織体制といたしますと、消防局五課、四消防署、四分署の体制であります。また、予算編成の際は、各課、各消防署において予算要望をしております。なお、予算管理につきましては各課において実施しており、組織全体を管理する部門といたしますと総務課となります。分掌事務といたしますと、予算の編成、執行計画、執行統制等でございます。また、政策、消防基本計画、実施計画の策定及び進捗管理をする部分も総務課でございます。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁をいただきました。二回目の質疑を申し上げます。

まず、一点目の菓子屋横丁と消火困難区域の消防対策についてお伺いをいたします。

この菓子屋横丁の火災を受けて新たに署警防計画を策定されたとのことでございます。

ます。そのほかについても、困難区域については、警防計画を署で策定することになっていくようであり、改めてなんですけれども、困難区域は、先ほど申し上げましたとおり、事前にいろいろな想定をして、関係する人たちとの理解は非常に重要であろうかと思えます。特に困難区域は、大きな問題は消防車両が進入できないことにあるかと思えます。

一点申し上げた高階地域は、この進入が難しい地域がかなり広い地域にわたっているというところで、例えば、線路をどういうふうに通すのか、あるいはガードをどういうふうにくぐるのか、それから、かなり長い距離を消防自動車が入っていかなければならない、一台消防自動車が入ると次の車両がすれ違ったり入っていくとかなり困難になるということで、多方面から応援をしながら消火をするというケースが多くなってくると思います。

こうした場合には、その警防計画だけで対応するのは非常に難しいことかなと思います。そうすると、交通に当たっては警察の協力が必要で、その地域は住民の方が多く暮らしていますので、消防などの活動が必要になった際には、そういうところの住民が、こういうことが起きたときにはこういうことを対応したほうがいいなということを事前に知っていて、消防や警察に協力しながら、道路をどういうふうに譲ったりとか、車両をどういうふうに通していくかというようなこういう対策が非常に大事だということだと思います。

こういうことに合わせて警防計画は策定をされていると思いますが、先ほど御答弁にあったとおり、これをどういうふうに外側に案内していくかが非常に重要だということ、防火教室や消防指導、地域の住民と接する機会がたくさんあると思いますので、自治会など協力して、やる際には、こういうような困難地域には状況があつて、こういうことを日常的に住民の皆さんと協力していただきたい、こういうような活動をきちんと警防計画に基づいて御案内していくことが重要だと思えますので、この点については、先ほど御答弁にあったものを住民と共有する立場でぜひ進めていただきたいと、この点は申し上げておきたいと思えます。

さて、二点目の組織体制についてお伺いをしました。

予算の管理については、基本的に各課で対応されているようですが、それは別に進行管理、特に計画の進行管理については、現在、消防では総務課が行っているとの御答弁でありました。

この問題は少し冷静に考えてみると、例えば自治体、ほかの業務を広範に行っている自治体であれば、総務的な仕事をやるセクションとは別に政策や企画を担うセクションがあると思います。基本的には、総合計画などはそういった政策のセクションが専門的な知識を、あわせて各課の状況を総合して計画を策定し、それから、各課でやっているものがきちんと今の状況に合っているかということも含めて、広い視点から進捗の管理をチェックをするという役割が機能として備わっているのが通常ですけれども、消防はその特殊性により業務の範囲が限られているということ、それから本地区、本組合のように組合議会として、組合消防として構成されている場合には、特別、意識をしなければ政策のような部門は存在しないということ、総務の仕事の中で今やっているところが非常に大きいかなと思います。

新しい計画がつけられ、そして、それに基づいた進行管理が行われるようになってきていますし、また、庁舎や、さまざまな多様化した消防需要に対して、どういふふうな施策がこれから必要なのか、そういうことも合わせて、ほかの課が行っている事務と合わせて整合性をどう図るのかというふうな高い視点で管理監督するところがどうしても必要になってくるのではないかなと、つまりは政策的な視点が今後ますます必要になってくるというふうには考えますけれども、二回目の一点目として今後の組織体制の考え方、これについてどのようにとらえているのか、あるいは議論が行われているのか、この点についてお伺いをして二回目の一点目といたします。

あわせて、二点目ですが、平成二十八年度決算の先ほどさまざまな報告がありましたけれども、この二十八年度決算の状況を生かして、予算上どのように平成三十年度の当初予算に反映していこうと考えているのか、現状では、通常の仕事につ

ては非常に安定されていると思いますので、職員方のさまざまな日常的な仕事の回しぶり、それから新たな需要等に向けてどういうふうに対応されるかも含めて、新しい予算にどういうふうに反映させていこうと考えているのかお伺いしておきたいと思ひます。

三点目、二回目の最後ですけれども、少し厳しい指摘を一方ではしなければいけないものが決算の資料の中にも含まれていたというふうには拝察をいたします。

決算資料の中では十一ページでしょうか、ここに非常災害用車両燃料としての資金前渡を受けた現金紛失の損失補填ということで記載がございます。それから、附属書類の十三ページでしょうか、こちらにも同様なもの、歳入のところでは償金とすることで、非常災害用車両燃料費弁済金ということで三十万円の記載があります。

御承知のとおり、発生した不祥事の問題ではなかったかというふうに思ひますけれども、この不祥事、起きることは非常に不愉快、余り好ましくないものであることは間違いありませんが、人間の組織である以上、不祥事が起きる可能性というのは存在します。この不祥事が起きたときにどのように対応するのか、これが非常に重要なことになっているかと思ひます。当時、この問題に関しては十分な報告が適切な時期に行われたかどうかということが大変問題になって、私も議会も指摘をさせていただいたように記憶をしていますけれども、特に現場の職員の方々には、この不祥事に対するマニュアルが整備や更新をされてでき上がっていると思ひますけれども、問題は管理をする人、管理職や責任を持つている人が、これをどういうふうに受けとめ、どういうような姿勢でこういった不祥事に対応していくのが非常に重要だと私は考えています。

そこで、この点は消防局長にお伺いしたいと思ひますが、職員の不祥事の対応方法について、改めてどのようにされていこうと考えているのかお伺いをして二回目といたします。

(岸田 隆次長登壇)

○岸田 隆次長 初めに、今後の組織体制の考え方について御答弁申し上げます。

これまで組織改革では、職員の増員が見込めない状況で現場活動の充実を優先させてまいりました。消防基本計画に沿って目標を達成させるためにも、組織全体を総括し、実施計画に基づき予算運用をするためには消防政策部門が必要と考へます。消防行政会議の本部会議において政策部門を設置することが承認されております。今後さらに分掌事務を含め組織改正を進めてまいりたいと考へております。続きまして、平成二十八年年度決算結果をどのように平成三十年年度の当初予算に反映させるかについて御答弁申し上げます。

平成二十八年度決算においては、歳出不用額が前年度に比べ増加し、また、予算流用金額は減少したものの件数が増加があつた状況を踏まえまして、平成三十年年度当初予算の編成に当たりまして慎重な積算と精査、また、限られた財政の効果的かつ重点的な配分に一層努めますとともに、地域の安心・安全をより充実させるため、消防救急体制の整備の着実な推進に向けた予算編成に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 職員の不祥事の対応方法について御答弁申し上げます。

消防職員が事故や不祥事を起こした場合は、川越地区消防組合消防職員職務規程第五十八条の規定により、勤務時間の内外を問わず、速やかにその概要を所属長を経て任命権者である消防長に報告することとなっております。

消防職員が職務上の義務違反や被疑行為を行った考へられる事案が発生した場合は、本組合の内部組織でございます懲戒審査委員会におきまして、その事案について懲戒処分の対象となるか否か、また、対象となるとされた場合は、処分の内容を審査検討し、任命権者である消防長が懲戒処分を決定し、管理者へ報告しているところでございます。

また、懲戒処分をした場合において、懲戒処分を公表する場合の判断基準につきましては、法令による規定はございませんが、本組合において平成二十六年に川越

地区消防組合懲戒処分等の公表基準を定めております。

この内容は、地方公務員法第二十八条第一項に基づく懲戒処分としての免職、停職の処分を行った場合、地方公務員法第二十八条第二項第二号に基づく刑事事件に關し起訴され休職処分となった場合は、所属名、階級、年齢、事件の概要、処分年月日及び処分内容を公表することとしております。

また、懲戒処分の事由が、その他本人の重大な法令違反や非行の場合で、社会に及ぼす影響が著しい事案につきましては、氏名を公表することとしております。

なお、処分の公表時期及び方法でございますが、処分後、速やかにマスコミ等へ公表するとともに、消防組合公式ホームページにおいて公表してまいります。

また、再発防止のため、厳正な服務規程の徹底につきまして内部通知をしております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 三回目の質疑を申し上げます。

まず、組織体制についてお伺いしたところですが、従来は現場対応を優先する体制だということございました。答弁のとおり、政策部門がきちんと進捗管理をされること、それから、新たなものに対する対応として議論されていた状況は承知をいたしました。予算を伴ったり、それから、それを担うことができる職員が専門的な教育も含めて行われていることが必要だと思いますので、しかるべく対応をお願いしたいと思っております。

最後に、職員の不祥事の対応方法について御答弁がありました。

公表の基準等については承知をいたしました。いかに事件が起こったときに、それが本当に不法行為なのかどうかという確認をするような時間は当然必要になってくるかと思いますが、そういったことも含めて、情報が速やかに、少なくとも我々議会のほうに通じたり、また、管理をする人間にきちんと伝わっていくことが必要ではなからうかなというふうに思います。

最後に、管理者にお伺いをしておきたいと思っております。この不祥事への対応という

のは、消防行政あるいは行政全般に対する住民と、それから執行者との信頼関係に属する大変大きな分野でございます。この分野が、対応がどういうふうに行われるかによって信頼、たとえそれが不祥事であっても、この姿勢によって行政との信頼関係がつけられたり乱れたりすることがあるというふうに私は考えていますので、こうした問題に対してどのような姿勢で管理者は臨まれるのか、最後にお伺いを私の質疑いたします。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 御答弁申し上げます。

消防職員につきまして消防長に任命権があるところでございますが、懲戒処分の事由が本人の重大な法令違反や非行の場合で社会に及ぼす影響が著しい事案につきましては、管理者として不祥事等の再発防止のため消防職員個々のさらなる意識の向上を図るなど、住民からの信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小林 薫議長 他に御質疑ありませんか。

関口勇議員。

(関口 勇議員登壇)

○関口 勇議員 御質疑を申し上げます。平成二十八年度重要な施策の成果に関する説明書のところに関しまして質疑を申し上げます。

消防大学校及び埼玉県消防学校に關しまして、職員事務の職制に關する専門知識云々というところの中で、消防大学の総合教育に五名の実績がありますけれども、こちら辺について質疑を申し上げます。

一つ目としまして、この教科への年間あるいは毎年何人ぐらい入校し教育を受講しているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、直近五年ぐらいにどのぐらいの人数がここを学んだのか、それから、入校して職制等が制限があるかどうか、かなりの地位で行くのかどうか、受けて卒

業すると帰ってきてきというふうな職制につくのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

それから、教育の内容についてはどのようなものを、概略で結構ですから、どのような科目といますか、レベルの教育をしているのかということをお願いしたいと思います。

それから、専科教育についても同じようなことをお尋ねしたいと思います。

それから、同様に、埼玉県消防学校での初等教育と専科教育についても同様の質問をさせていただきます。

それぞれにかかわった費用については、教育費がどのくらいかかるのか、かいつまんで、例を挙げてで結構ですから、御説明をいただきたいと思えます。

この教育については、消防業務に大変重要な専門教育であります。終了後、職場へ戻って、帰任して、部下あるいは実務に関して教育をいかなく發揮して活用していただくために大変重要な項目だと思っておりますので、ここについてお伺いをいたします。

(岸田 隆次長登壇)

○岸田 隆次長 消防大学校、埼玉県消防学校におきます教育訓練について御答弁申し上げます。

初めに、平成二十五年度から平成二十九年度の五年間の消防大学校各科の入学状況につきまして説明させていただきます。

上級幹部科二人、幹部科四人、予防科三人、救急科一人、救助科三人、火災調査科二人、高度救助・特別高度救助コース二人、NBCコース二人、計十九名が入学しております。

平成二十九年度は今後、警防科一人、高度救助・特別高度救助コース一人、NBCコース一人、女性活躍推進コース一人の入校者を予定しております。

上級幹部科、幹部科等の総合教育につきましては、幹部職員養成を目的としており、上級幹部科につきましては、消防署長または消防局課長以上の職にある者を上

級幹部科に推薦してございます。幹部科につきましては、副課長級の職にある者を対象としております。また、卒業後は幹部職員としての配置を予定してございます。

警防科、予防科、救急科、救助科、火災調査科の専科教育につきましては、当該業務における高度な知識及び技術を専門的に習得させ、教育指導者として資質向上を目的としており、主査級の職にある者を対象としております。また、卒業後は隊長職等への配置を予定してございます。

高度救助・特別救助コース、NBCコース等の実務コースにつきましては、当該業務における必要な知識及び能力の習得を目的としており、主査級の職のある対象者としております。また、卒業後は隊長等への配置を予定してございます。

女性活躍推進コースにつきましては、女性消防吏員の幹部候補生としてキャリア形成を支援し、職域拡大等を視野に入れた知識及び能力の習得を目的としており、主査級の職にある女性消防吏員を対象としております。また、卒業後は女性幹部職員として配置を予定してございます。

平成二十八年度における消防大学校への入学負担金につきましては、最も高額な予防科で一人当たり二十一万二千二百円、最も低額な高度救助・特別高度救助コースで一人当たり六万二千二百円でございます。

続きまして、平成二十五年度から平成二十九年度の五年間の埼玉県消防学校各科への入学状況につきましては、初任教育四十二人、予防査察科四人、警防科十二人、特殊災害科四人、救急科四十三人、救助科十人、火災調査科六人、初級幹部科十人、警防活動教育十人、実科指導員教育四人、計百四十五名が入学しております。平成二十九年度、今後は警防科三人、救急科七人、実科指導員教育二人の入校を予定しております。

初任教育につきましては、新採用職員を対象に全ての消防職員が入学する教育訓練で、現場に配置後、直ちに警防隊員として活躍できることを到達目的としております。また、卒業後は警防隊員として配置を予定しております。

予防査察科、警防科、特殊災害科、救急科、救助科、火災調査科の専門教育につ

きましては、当該業務における専門的知識及び技術の習得を到達目標とし、主査級、主任級、副主任級及び主事級の者を対象としております。また、卒業後は当該業務従事者として配置を予定してございます。

初級幹部科につきましては、初級幹部として上司の補佐や部下の指導を行い、業務を遂行できる到達目標としており、主査級の職員にある者を対象としております。また、卒業後は隊長等への配置を予定してございます。

特別教育における警防活動教育につきましては、警防隊員として適切かつ効果的な消防活動ができることを到達目標としており、初任教育終了後三年以上の消防経験を対象としております。また、実科指導員教育につきましては、訓練礼式及びポンプ操法の指導技術の向上を到達目標としており、実科訓練指導員者または予定者を対象としております。警防活動教育及び実科指導員教育ともに、卒業後は当該業務の中心的指導者として配置を予定してしております。

平成二十八年度における埼玉消防学校への入学負担金につきましては、最も高額の初任教育で一人当たり十一万二千三百二十円、最も低額な特殊災害科で一人当たり一万四千九百三十円でございます。

以上でございます。

(関口 勇議員登壇)

○関口 勇議員 二回目の質疑を申し上げます。

同じく説明書の五ページでございますけれども、消防用資器材整備の中で、高度救命処置用資器材(一式)更新整備の具体的な内容はどのようなものか、これは何年ぐらいでやるものか、それから、この更新については入札等を行っているのかどうか、随契か。

それから、四番目として、北消防署とありますけれども、該当する署は全部なのか、そういった個所数について、どのくらいの機材か、あるいは設備があるのか、幾つあるのかというようなことをお尋ねしたいと思います。

それから、六ページで消防用通信整備の項目の中で消防緊急通信指令施設保守管

理業務委託についてお尋ねをいたします。設備の内容等について、どんなものか具体的にお願いしたいと思います。

それから、委託業務の期間が決まっているのかどうか、それから、委託業者の選定についてはどういうふうな手順で、どのようになっていくのか、それから、これも入札で行うのか随契なのか、そこら辺について、それから、最後に、該当施設の箇所数、それから、規模と申しますか、関連の施設があると思います。そこら辺についてのお尋ねをいたします。

以上です。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 御答弁申し上げます。

高度救命処置用資器材更新整備の内容についてでございますが、高度救命処置用資器材は高規格救急自動車に積載される資器材でございます。具体的には、気道確保用資器材、ビデオ喉頭鏡、自動体外式除細動器、血中酸素飽和度測定器、心電計、人工呼吸器、酸素呼吸器などでございます。

高度救命処置用資器材の更新時期でございますが、高規格救急自動車の更新が購入から七年、かつ走行距離十五万キロメートル、または購入から十年としていることから、高規格救急自動車と同時期に更新整備をすることとしております。

なお、購入方法につきましては、一般競争入札により業者を決定しております。

高度救命処置用資器材は、各署所に配備しております計十台の高規格救急自動車に積載されているものでございます。

次に、消防緊急通信指令施設保守管理業務委託の内容でございますが、まず、設備の内容でございますが、指令センターに設置されております指令システム、各署所に設置されております端末装置、消防情報支援システム及び各無線機器などございます。当該施設を常に最良の状態で使用するため、点検保守作業並びに消防緊急指令施設の二十四時間障害監視、障害が発生した場合の緊急対応などが業務の委託内容でございます。

委託の期間につきましては、四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間でございませぬ。

委託業者の選定につきましては、特許、専門性、秘匿性の理由から当該施設を整備した業者を選定し随意契約としております。

当該業務委託は、消防局及び四消防署、四消防分署の計九カ所を委託場所といたしまして、指令システムとして七十四の装置類、消防情報支援システムとして五の装置類、四十五台の端末、無線系システムとして一基地局、百十九台の移動局、八十五台の所轄系無線機などを保守管理の対象としているところであります。

以上でございます。

○小林 薫議長 他に御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めませぬ。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めませぬ。よつて、本件は原案どおり認定することに決定いたしました。

△日程第八 議案第八号 平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算(

第一号)

○小林 薫議長 日程第八、議案第八号、平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)についてを議題といたします。

議案第八号

平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ一千九百九十八万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三億三千三百三十七万八千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

平成二十九年十月三日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第八号、平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)につきまして御説明申し上げます。

議案書八の一ページをごらんいただきたく存じます。

第一条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千九百九十八万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三億三千三百三十七万八千円にしようとするものでございませぬ。

第二項、歳入歳出予算補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、八の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございませぬ。

第二条、地方債の補正は、八の三ページの起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、第二表地方債補正の金額に変更しようとするものでございませぬ。続きまして、別冊の平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(

第一号)により御説明申し上げます。

初めに、三ページの歳出をごらんいただきたいと存じます。

常備施設費一千九百九十八万円の増額は、川越西消防署空調設備改修工事に係る事業費を増額しようとするものでございます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページをごらんいただきたいと存じます。

繰越金二百八万の追加は、川越西消防署空調設備改修工事に係る事業費のうち地方債の対象外となる経費について、前年度剰余金から追加しようとするものでございます。

消防債一千七百九十万円の増額は、消防施設整備事業債といたしまして川越西消防署空調設備改修工事に係る事業費の追加に伴い増額しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、四ページにございます附表一につきましては、地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△追加議案提出

○小林 薫議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を書記をして朗読いたさせます。

(武笠 浩書記 朗読)

川消総発第七二七号

平成二十九年十月三日

川越地区消防組合議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

追加議案の提出について(通知)

平成二十九年本組合議会第四回定例会に、次の議案を追加提出いたします。

記

一 監査委員の選任につき同意を求めることについて

△日程追加

○小林 薫議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました一件を日程第九として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第九 同意第四号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○小林 薫議長 日程第九、同意第四号、監査委員の選任につき同意を求めることに

ついでを議題といたします。

同意第四号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合監査委員に選任したいので、川越地区消防組規約第十四条第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市郭町二丁目九番地四十六

佐藤 明

昭和二十四年十二月二十九日生

平成二十九年十月三日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（管理者）

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

（川合善明管理者登壇）

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第四号、監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合監査委員戸口元夫氏が本年十月十三日をもって任期満了となりますので、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに佐藤明氏を本組合監査委員の適任者と認めるに至りましたので、川越地区消防組規約第十四条第二項の規定により議会の御同意を求めるものであります。

同氏は昭和二十四年生まれで、川越市郭町二丁目に御在住であります。昭和四十七年に川越市に就職され、平成二十二年三月に定年退職されるまでの間、指導部生涯学習課長、高齢福祉課長、健康福祉部次長、市長室参事、保健医療部長、総務部長等の要職を務められ、平成二十二年三月に定年退職されました。その後平成二十二年四月から平成二十五年三月まで川越市再任用職員として川越市教育委員会教育

総務部北公民館長を務められ、平成二十五年五月から平成二十八年三月まで一般社団法人川越市医師会事務局長を務められた、人格識見ともに高い方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件の採決を行います。

本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△閉 会

○小林 薫議長 以上をもちまして川越地区消防組合議会第四回定例会の議事全部を終わりました。これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後二時十五分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告した。

日程第七 議案第七号 平成二十八年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

原案認定

日程第八 議案第八号 平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

原案可決

日程第九 同意第四号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
同意